

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理
(県議会議案「財産の取得について」に対する意見)

県立学校教育課

1 概要

平成29年第5回沖縄県議会に知事が提出した議案「財産の取得について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成29年9月7日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

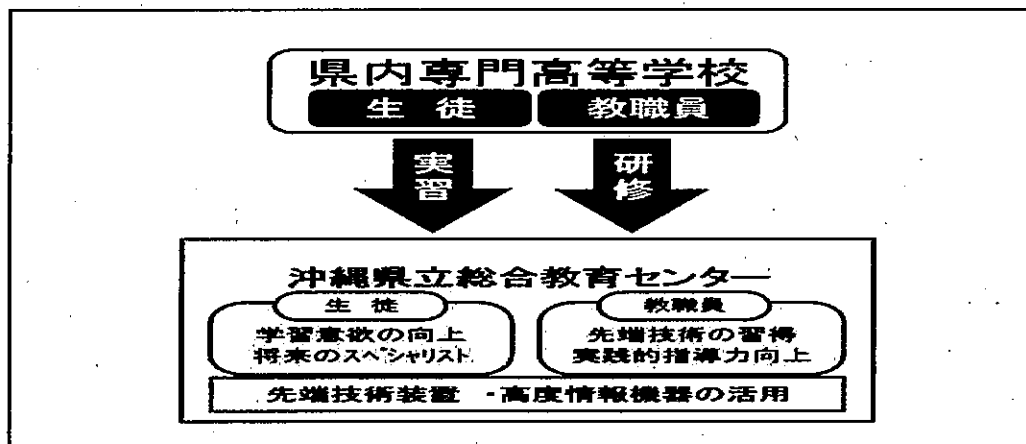
2 「財産の取得について」の概要

- (1) 現在の産業技術の進展は急激で、変化に対応出来る知識・技術の習得が必要とされている。技術革新等に対応した教育を行うために先端技術の動向を調査しながら先端的で高度な先端技術装置等を更新する必要がある。しかしながら、各学校に導入することは困難であり、県立総合教育センターに集中的に導入し共用することが効果的かつ合理的な予算執行に寄与できると考える。島嶼県であるがゆえに新技術の研修機会が少ないこともあり、効果的かつ合理的な予算執行にも本センターへの導入は欠かせないものとする。
- (2) 最新、最先端の5軸加工のできる数値制御複合加工機を整備し、本県工業教育の振興及び将来のスペシャリスト育成を図る。

- ・品名：CNC複合加工機
- ・数量：一式
- ・契約金額：69,984,000円
- ・契約の相手方：那覇市銘苅1丁目14番16号

前原エンタープライズ株式会社 代表取締役 前原信行

【説明】



3 臨時代理した意見の内容

議案「財産の取得について」については、異議はありません。